

公園・児童遊園等占用許可条件

占用は申請前確認事項(裏面)をご了承の上、下記事項を遵守し使用して下さい。

1. 一般の公園利用者・他の公園利用者の支障とならないように充分注意すること。
2. 占用期間満了にあたっては、工作物件を完全に撤去し、清掃、後片付けを行い原形復旧のうえ返還すること。占用に伴い発生した生ごみ、紙くず、空き缶等は持ち帰ること。
3. 占用者が設置した物件等により事故が起きた場合は、占用者の責任において解決すること。
4. テント・櫓等、工作物を設置する場合は、公園遊具から2 m以上離して設置し、遊具や樹木等の公園施設を損傷しないこと。
5. 通常の公園利用を超える量の水道利用は禁止する。(散水栓等からの水使用は禁止。)
6. 音響機器の使用については、近隣への迷惑とならないよう音量等に配慮すること。
7. 公園内の電源は使用しないこと。照明設備等の電源を必要とする場合は、占用者の費用負担で臨時に仮設すること。仮設にあたっては、公園利用者の安全を確保しなければならない。
8. 必要に応じて、近隣へ占用行事を周知すること。
9. 都市公園法、同法施行令および足立区立公園条例、その他関係諸規定を遵守すること。
10. 公園・児童遊園内及び区内の公共施設では全面禁煙を遵守すること。

ア. 車の乗り入れ・駐車及び自転車の駐輪は禁止する。

イ. 火気使用は禁止する。

ウ. 公園内において、物品の販売などの営業行為は、一切禁止する。

エ. バザー・フリーマーケットは禁止する。

下記ア～エも許可条件であるが、申請内容が一定の要件を満たしている場合に限り一部除外規定とした許可条件として適用する。そのほか、許可条件が追加された場合は厳守すること。

注意: 占用許可条件を遵守しない場合は、占用期間中であっても許可を取り消すことがあります。

【占用許可期間の変更について】

事前に雨天の場合の振替日を設定しなかった場合、又は振替日も雨天等により延期することとなった場合は、お電話でご連絡ください。受取済みの許可書の占用期間を別日程に振り替えることが可能な場合があります。

足立区 都市建設部

道路公園管理課 占用係

住 所 足立区中央本町1-17-1

電 話 03(3880)5907 (直通)

FAX 03(3880)5619

Eメール douro@city.adachi.tokyo.jp

申請前確認事項

(1) 申請受付方法

公園占用申請は使用日の2か月前の1日から1週間前まで道路公園管理課占用係で受け付けます。

電話は受付いたしませんので、使用日が決まりましたら「公園占用申請書」（使用料免除の対象となる場合は「公園占用料減免申請書」も合わせて）を窓口又は郵送にてご提出ください。

(2) 使用料の免除について

使用料免除の対象は、区が主催、共催、後援する事業の場合や学校行事、町会・自治会行事などです。詳細は「公園施設使用・占用取扱基準要綱」に規定がありますので、そのほかの場合はお問合せください。使用料免除の申請は、「公園占用申請書」のほかに、「公園占用料減免申請書」を提出してください。

(3) 盆踊りなどで仮設工作物を設置する場合

- ①舞台、テント、やぐら、照明設備、一時掲示板（芳名板）などが仮設工作物に該当します。
- ②仮設工作物がある場合、現地図等の公園内を示す図に、工作物の位置や寸法を記入し申請書に添付してください。「占用申請書」・「減免申請書」には押印してください。
- ③電源設備を仮設する場合は、事故防止のため、占有者が点灯時間中常駐し、緊急対応ができる状況を整えるようにしてください。万が一事故等が発生した場合は、速やかに緊急対応するとともに、占有者の責任で原形復旧することが仮設電源を設置できる条件です。

(4) 一部除外規定の対象となる要件・連絡事項

ア. 車両の乗り入れ・駐車

- ①仮設工作物を設置するために、一時的に必要な場合に限り車両の乗り入れを認めます。
 - ・車両は必要に応じて移動できる状態で管理してください。
 - ・公園の入口には車止めがあり、南京錠がついています。南京錠のカギは、占用を開始する日の1週間前から道路公園管理課（本庁舎北館4階）窓口で貸し出しします。カギ貸し出しの申請の際は、占有許可書をお持ちください。車止めは、通行時のみ取外しを認めます。
- ②車両の駐車については、防災訓練で使用する起震車等、申請前に道路公園管理課と打合せの上、承認を受けた場合に限り認めます。

イ. 自転車の駐輪

- 駐輪は、使用料等の免除となる団体が公共の目的で占用し、他の駐輪場所の確保が困難であるなどの事情がある場合に限り認めています。
- ・申請書に占有範囲、駐輪台数、常駐管理者の人数を記入した現地図を添付してください。
 - ・占有場所に応じて許可条件を追加させていただきますので、遵守してください。

ウ. 火気使用

- ・火気の使用は区が主催、共催、後援する事業、又は町会・自治会等の地域のコミュニティに寄与するイベントを実施する場合であり、管理上支障がないと区が認める場合に限り認めています。
- ・火気の使用では、器具を用い、地面には直接火気が接しないようにしてください。
- ・管轄の消防署へ「消防活動上支障ある行為の届出書」を提出してください。

エ. 物品の販売などの営業行為

区が主催、共催、後援する事業、又は町会・自治会等の地域のコミュニティに寄与するイベントを実施する場合であり、管理上支障がないと区が認める場合に限り認めています。不特定多数の相手に食品を提供する場合は足立保健所へ「行事開催および出店届」提出の要不要を確認してください。